

川崎市立小・中学校における
適正規模・適正配置へ向けての取り組み

平成15(2003)年12月

川崎市教育委員会

川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置へ向けての取り組み

川崎市教育委員会は市内の小・中学校の適正規模・適正配置に取り組むため、平成15年8月にまとめられました「川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方」の報告書を基に、学校の適正規模化及び適正配置へ向けた検討素案をつぎのようにまとめました。

1 適正規模・適正配置の目的

川崎市内の小・中学校は、少子高齢化の影響による出生率の低下等により児童生徒数の減少が続き、多くの学校で小規模化が進んできました。一方で、大規模な住宅開発等により、地域によっては学校の大規模化が進み、市内に小規模校と過大規模校が並存することになりました。近年はこの両極にある規模の学校数が増加するとともに、規模のひらきも拡大する傾向になってきました。

小規模校は、教員にとって児童生徒の状態を把握しやすいなどの利点がある反面、単学級のため学級編成替えができないなど、子ども同士、保護者同士の関わりが固定化するおそれがあり、多角的な物の見方、考え方を学んだり、多様な人間関係を築くことが難しくなります。また、教員の絶対数が少ないため、教員相互の切磋琢磨する機会が少なくなったり、共同研究が難しくなったりします。クラブ活動や部活動などの数が限定され、児童生徒の多様な希望に応えることが難しくなります。

一方、過大規模校は、教員数の確保等で多様な教育活動を展開できますが、児童生徒ひとりひとりの理解に応じた指導や特別教室、体育館などの施設設備の活用、校外学習の活動内容や安全面などで様々な支障が生じてきます。

これからの学校教育には、児童生徒が様々な人間関係を体験することにより、豊かな人間性や社会性、思いやりのある心を育てていく役割が強く期待されています。しかしながら、報告書での学校規模による問題点の指摘のように、市立小学校、中学校の小規模化、過大規模化の進行に伴い、学校教育本来の機能が十分に発揮できないことが懸念されています。

そのため、教育委員会として、子ども達にとってより良い教育環境の整備を図ることを目的として、市立小学校、中学校の適正な学校規模を確保し、学校間格差の解消に向けて取り組んでいきます。

2 適正規模・適正配置の方策

(1) 検討を要する学校規模

本市における学校の適正規模の考え方は報告書のとおり、「小学校、中学校とも普通学級数で12学級から24学級」としています。平成15年5月1日現在で12学級を下回る

小規模校のうち、今後もこの状態が継続していく見込みの学校を適正規模化が必要な対象校とします。

また、適正規模を上回る学校のうち、平成15年5月1日現在で31学級を上回る過大規模校、または今後過大規模となる見込みの学校を適正規模化が必要な対象校とします。

(2) 検討対象校と地域の状況

前述の考え方から適正規模化の検討が必要な学校、地域の概況はつぎのとおりとなります。

川崎区

(小規模校) 東桜本小学校、桜本小学校、桜本中学校、京町中学校、川崎中学校

川崎区では、主に臨海部と横浜市境の地域において小学校、中学校ともに小規模

近年、多摩川隣接地域と臨海部において企業の撤退が進み、多くの遊休地が残されることになりました。工場の閉鎖は現在でも進行しており、用地売却後の利用は他の遊休地同様に大規模な住宅開発となることが多く、学校規模に大きな影響を与える可能性があります。このような地域を近隣に抱える学校は、今後の開発動向を慎重に見守っていく必要があります。

幸区

(小規模校) 河原町小学校、西御幸小学校、南河原中学校、日吉中学校

幸区は、小学校、中学校ともに規模の小さな学校が多く隣接し合っています。大規模な開発が川崎駅西口地区において進捗中であり、新川崎地区でもこれからの再開発計画の動向を注視する必要があります。また、幸区南部で大企業の撤退が発表され、跡地利用の状況によっては学校規模への影響が懸念されます。開発計画が無い地域においても、児童生徒数が減少していく学校、増加していく学校がそれぞれ存在するため、学校ごとに具体的な検討を加えていくことが必要となります。

中原区

(小規模校) 下河原小学校

(過大規模校) 西中原中学校

中原区は、小学校、中学校とも東部地域に規模の小さな学校が存在します。武蔵小杉駅周辺では大規模な再開発が始まるため、学校によってはこの影響を受けて適正規模の学校になると見込まれています。この再開発地区は多くの学校の通学区域を含むため、今後の動向には十分注意していく必要があります。また、中原区西部は適正規模の学校が多い地域となっていますが、一部の地域では学校の大規模化が見込ま

れて、特に過大規模化する恐れのある学校があるため、回避に向けた検討が必要となります。

高津区

(過大規模校) 子母口小学校、橘小学校

高津区は、大規模な区画整理事業はありませんが、通学区域内の集合住宅の増加などにより東部の地域では大規模化する学校が隣接しています。特に南部は既に過大規模、または大規模となっている学校が隣接し、今後も児童生徒の増加傾向が続いていくと見込まれる地域となっています。過大規模の解消や回避に向けては広域な通学区域の変更の検討が必要となります。

宮前区

(過大規模校) 富士見台小学校、鷺沼小学校、宮崎小学校、野川小学校

宮前区南部の田園都市線周辺地域では、マンションなどの集合住宅の開発が進められ、過大規模や大規模な学校が隣接しています。仮称土橋小学校の開設により近隣の小学校では過大規模の解消に向かいますが、全ての学校の対応は困難と思われるので、新設校の通学区域の設定と併せて通学区域の変更を検討する必要があります。

多摩区

(過大規模校) 稲田小学校、中野島小学校、菅小学校

多摩区は、他の区と比較してマンションなど集合住宅の新規開発が少なく、通学区域内の幼児人口がそのまま学校規模に影響を与える傾向があります。多摩区北部では多摩川に沿って過大規模や大規模の学校が存在していますが、過大規模の学校では児童数が減少していくと予測される一方で、大規模から過大規模になると予測される学校もあります。この地域では幹線道路の他に、特に鉄道の横断などの通学安全に配慮した通学区域の検討が必要になります。

麻生区

(小規模校) 白山小学校、虹ヶ丘小学校、白山中学校、王禅寺中学校

(過大規模校) 栗木台小学校

麻生区南部では、小学校、中学校ともに規模の小さな学校が近隣地域に集中しています。小学校の通学区域と中学校の通学区域とが一致していない地域が多く存在するため、その解消も併せて検討する必要があります。

一方、新百合ヶ丘駅北部から北西へ向かって、万福寺地区、五力田地区、及び黒川地区で大規模な区画整理事業が進められているため、これら地域の住宅開発の動

向を注視していく必要があります。

(3) 適正規模・適正配置に向けて

対応への方法

学校の適正規模化に向けた具体的な方法としては、「通学区域の変更」、「学校の統合」、「学校の新設」を行ないます。

小規模校の解消策として、始めに、隣接する学校の一部の通学区域を当該校に変更することにより学校の適正規模化を進めます。また、通学区域の変更だけでは安定的な適正規模の維持が困難な学校については、隣接する学校との統合を検討に加えます。

過大規模校の解消策は、当該校の一部の通学区域を隣接する学校の通学区域に変更することにより適正規模化を進めます。また、区画整理事業など大規模な開発に伴う児童生徒の急増地域において、通学区域の変更による対応が不可能な場合は、学校新設による適正規模化の検討を行う場合も考えられます。

ア 通学区域の変更

通学区域の変更の検討にあたっては報告書で示されているとおり、通学距離や通学安全、小学校区と中学校区との整合、町内会や地域コミュニティーとの整合に配慮していきます。また、就学指定校の変更について、児童生徒の具体的な事情に即した弾力的な運用を行っている実態を考慮して進めていきます。

イ 学校の統合

義務教育施設の整備におきまして、今後、学校校舎の改築や大規模改修時には適正規模・適正配置の観点から、学校の統合の可能性について検討を行なうこととしています。さらに、改築予定校同士が隣接する場合、改築予定校や大規模改修校に小規模校が隣接する場合は、一つの適正規模校への統合の可能性を検討していきます。

学校を統合する場合の具体的な方法は、関係者の意見を尊重しながら合意形成を図る必要があります。二つの学校を一つにする場合は、その地域全体の核となる新たな学校を設置することを基本にしていきます。新しい学校の位置は統合する学校間の中間に設置することが望ましいと思われませんが、学校用地の確保は非常に困難であるため、実際にはどちらかの一方の学校の使用が前提となります。

廃止となる学校の土地、建物の活用については、市民の共有財産として全市的なまちづくりの視点で、関係者の意見などをお聞きしながら全庁的に検討する必要があります。

また、新しい学校はリニューアルを施し、施設面で新しい機能を備えるとともに、今

後のモデル校となるような教育実践に取り組んでいきます。

ウ 学校の新設

学校の新設は本市の財政状況から困難な対応となりますが、用地の確保が可能となる場合など、条件が整った地域では学校の新設の検討を行いません。

早急な対応を要する学校

小規模校及び過大規模校とも各学校の状況は様々であり、現実の問題として早急な対応が求められる学校が見られます。

現在、小規模校化が著しい学校として、幸区の河原町小学校、中原区の下河原小学校、麻生区の白山小学校、虹ヶ丘小学校、白山中学校、王禅寺中学校があげられます。これらの学校は既に6学級となっているか、今後6学級以下の規模になると見込まれ、通学区域内に大規模な開発も無いため、小規模の解消に向けた具体的な方策を早急に検討する必要があります。

一方、現在過大規模校で、これからも児童生徒数が増加すると見込まれている学校として、高津区の子母口小学校があげられます。当該校の過大規模解消とともに、平成18年度に開校予定となっている仮称土橋小学校の通学区域の設定に併せて、宮前区の富士見台小学校、鷺沼小学校、宮崎小学校の過大規模校の解消と野川小学校の過大規模化回避に向けた方策を早急に検討する必要があります。

中・長期的な視野での対応を要する学校

現在小規模校あるいは過大規模校として検討を要する学校であっても、将来的には解消の方向に向かっている学校があります。また、通学区域内や近隣地区に大規模な住宅開発の可能性がある地域を持つ学校もあります。これらの学校は現段階においては早急な対応をするよりも中・長期的な視野からみた対応が求められますので、校舎改築時や大規模改修時を考慮しながら適正規模化を図ることが必要になります。

今後の取り組み

適正配置を進めるにあたっては、当該校はもとより隣接校も含めた広い範囲での検討が必要になります。そのため、前述の早急な対応を要する学校について、それぞれの学校が属する行政区を単位として検討委員会を設置し、地域の事情に即した通学区域の見直しなどの具体的な方策を検討してまいります。

通学区域の変更や学校の統合は保護者や地域の方々の合意形成が重要であるため、検討委員会は行政、学校関係者、保護者及び地域の関係団体等で構成し、具体的な方策を検討していきます。検討内容は随時、市のホームページや市政だよりなどで周知し、市民の方々の理解を得ながら進めていきます。

川崎市立小・中学校における
適正規模・適正配置へ向けての取り組み

平成 15 年 12 月

川崎市教育委員会総務部企画課
電話 044 - 200 - 3268